

しごと部会 令和2年度活動報告書

<p>部会のテーマ 目的</p>	<p>「障害のある人・障害のない人の『働く』について」検討や意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域課題を協議し課題改善に取り組み、それらの方策について検討することを目的とする。</p>
<p>協議内容</p>	<p>【コロナ感染予防対策(各事業所の状況の共有)】 【市内福祉事業所合同説明会の中止】と「市内福祉事業所ガイドブック(わかりやすい版)の制作 【定例会の実施】(分散、Zoom) テーマ別会議「第2波に向けた取り組み」「学校からの進路選択」「自粛中の在宅支援」「就労支援(企業等)」 【市内事業所クラスター発生に伴う協議会として出来ることの検討、また陽性者発生時の水平展開】 【市内福祉事業所ガイドブック2021版の作成】 【新たな市内福祉事業所紹介(動画バージョン)作成の準備】</p>
<p>取り組んだ 内容</p>	<p>・2021年度は、1回目の「緊急事態宣言」発出中に始まり、定例会の開催が自粛の中、4～5月は事務局をベースに部会運営に取り組んだ。各事業所の「困りごと」や状況を共有するため、アンケートを実施し、メールで発信して共有を図った。また、定例会が開催できない状況の中で「事務局だより」を作成し、部会事業所に発信して事業所間のつながりを図った。 ・例年行ってきた「市内福祉事業所合同説明会」の開催を見合さざるを得なくなった。進路選択に必要な市内の福祉事業所の情報を周知するため、冊子版のガイドブックに加えて、新たに「市内事業所ガイドブック(わかりやすい版)」を制作し、9月に学校にデータを提供するとともに、10月にはみやっこ会議ホームページに掲載し、支援学校より好評を得た。 ・7月以降、対面で行う定例会や事務局会議はZoomを用いたオンライン会議に切り替えた。 ・定例会は「密」を避けるため、「分散」で開催した。7～8月はテーマ別「第2波に向けた取り組み」「学校からの進路選択」「就労支援(企業)」について協議した。 ・9～10月はテーマ別分散会を継続した。 ・Zoom会議について。以前は、会議の前後に自然に情報交換や交流ができ有意義な時間があった。Zoomとなると、資料をもとに意見交換が「質疑応答」に終始している。集まることによって、皆、生きた情報が得たいという意見が出てきた。しかし、新型コロナ感染者は漸増の状態が続いており、「対面」の会議の戻すには不安が大きかった。 ・10月、「第6期西宮市障害福祉推進計画の『就労支援』について意見交換を行った。西宮市では、どの種別の事業所からでも「一般就労」が上がっている、「定着支援」の事業所が少ない」等の意見が出た。 ・11月、市内事業所でクラスターが発生。日中活動が休業となり、「在宅」を余儀なくされた利用者や家族に対して、部会としては「市内の障害を持つ人が困っている状況に対して、何らかの必要な支援を」と考え、早急に必要な支援について発信し、みやっこ会議運営委員会が市と協議して「居場所」を確保することができた。部会参加の事業所からは、直接的にも多くの協力が得られ、部会としてのつながりを強く感じることができた。 ・12月には「オープン部会」で、「通所事業所における新型コロナ陽性者発生時の課題、及び、今だからこそ伝えるべきこと」を開催した。 ・1月以降、次年度に向けて「ワーキンググループ」の進め方を検討した。 ・「2021年度市内事業所合同説明会」の開催は、Zoomを用いてはどうか、等も含め協議を重ねたが、多くの方が集まる企画は事実上難しいと判断した。 ・「市内福祉事業所ガイドブック2021」は例年通り作成し、配布を開始した。 ・「新たな市内福祉事業所紹介(動画バージョン)作成の準備」を開始した。 ・定例会にはハローワーク西宮から統括官の出席を得た。しごと部会に参画している市内事業所の状況を知っていただき、ハローワークから他市や市内の求人の情報を得ることができた。</p>
<p>達成できたこと・効果</p>	<p>・コロナ禍の中でありながら、協議会の機能を止めることなく活動を継続することができた。対面で集まる会議が制限されたので、それぞれの事業所には必要な情報提供と状況の共有が必要と考え、アンケートを実施し、状況把握を行った。(これはみやっこ会議参画の全事業所に対しても行われた)各事業所の状況をリアルに把握したことは、みやっこ会議から西宮市に対して行った「新型コロナウイルス感染対策についての緊急提言」(2回)につながったと考える。しごと部会としても、部会内の強いつながりを意識することになった。 ・市内福祉事業所の状況を広く知らせる方法の一つとして毎年開催していた「合同説明会」は実施できなかった。これに代わる周知の方策としては、「事業所ガイドブック」(2000部)に加えて、写真を用いて事業所「わかりやすい版」を制作したが、好評を得たものの、効果の程度はいかがだったか。 ・障害のある方の就労支援は、今年度は非常に厳しい状況であったが、各事業所の奮闘で一定の水準が保たれている。しかし、部会としては「コロナ感染予防」対策に追われ、「企業」「福祉的就労」の状況を十分に共有できなかった。</p>
	<p>●課題①『福祉事業所合同説明会』 ・当面『福祉事業所合同説明会』の開催は難しい。学校の進路選択にも関わる市内の福祉事業所の情報の発信の新たな形として、動画発信の完成に向け進めていく。</p> <p>●課題②『ガイドブック』 ・今後も「ガイドブック」の制作・配布、活用は引き続き取り組む。「ガイドブック」がしごと部会が担うべきものかは協議会で検討していただきたい。</p>

<p>残された課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●課題③オンラインの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会は、今後もコロナ禍での部会開催が続くと想定されるため、原則全てZoomでの開催とする。これまで部会で話し合ってきた内容を毎月テーマ別に企画し、必要に応じ外部講師を招いた研修や、他部会とのコラボを含めて、部会全体会にて部会員の意見を聞きながら進める。 ●課題④『広報活動について』 <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人・障害のない人の『働く』について」の検討や障害のある人のニーズを中心とした地域課題についての協議は引き続きの検討課題である。協議会のホームページも活用し、しごと部会のテーマの発信を積極的に行う。
<p>市への提言</p>	

事業所ガイドブック 配布先 内訳表

2020年

総数	2000		備考
配布先	2020年度		
生活支援課・障害福祉課	320	4月3日	内33部は西宮市内公民館
厚生課	10	4月1日	
法人指導課	2	11月17日	
総合相談	21	4月1日	SDN13、つむぎ3、共生センター4
アイビー	200	4月1日	4月1日160、2月10日40
北部	20	4月30日	4月30日 10、7月1日 10
社協 地域福祉課	15	4月3日	
手をつなぐ育成会	50	4月3日	
しごと部会事務局	176		下欄参照
しごと部会			
あんしん相談窓口連絡会	78		下欄参照
地域生活移行部会	12		下欄参照
報告会	10	7月7日	
事業所説明会当日配布用			
西宮市教育委員特別支援教育課			
芦屋特別支援学校	280	4月3日	
西宮養護学校	40	4月3日	
阪神昆陽特別支援学校	5	4月27日	
阪神昆陽高校	2		
こやの里特別支援学校	7	4月3日	生徒2、先生5
香風高校	3	11月2日	
神戸聴覚特別支援学校	3	4月3日	生徒分は後日配布
上野ヶ原特別支援学校	10	9月16日	
仁明会病院			
市民交流センター	1	6月12日	

三光塾	2	5月27日	
市内外大学	24		下欄参照
子ども未来センター 地域・学校支援課	1	6月11日	
兵庫こころの医療センター	2	6月15日	
愛の樹	1	6月15日	
西宮浜ネットワーク会議	15	6月18日	
市内小中学校	60	6月19日	
研修	1	6月30日	
甲陵中学校	15	7月1日	
浜脇小学校	8	7月2日	7月2日 3、10月22日 5
渡辺病院	2	7月14日	
よりそい	2	7月16日	
たつの子	10	7月16日	
ハローワーク	3	7月21日	
仁明会HP デイケアとも		8月5日	障害福祉課より8冊
西宮流	10	9月2日	
高等特別支援学校	5	9月14日	
子ども未来センター 先生方向け研修	40	10月14日	
音色コミュニティ	2	11月5日	
グリーンピース	2	11月9日	
フロッサム	1	11月12日	
KIZUNA甲子園口	1	11月18日	
今津南包括	10	11月27日	
はんず訪着	2	1月6日	
一般利用者・その他	64		4月1日 合田さん
合計	1548		

市内大学：神戸女学院大学、武庫川女子大学、甲子園短期大学、大手前大学、
関西学院大学

市外大学/その他：芦屋短期大学

しごと部会

ワークメイト西宮聖徳園	10	4月6日	4月5日 5	6月16日 5
阪神南障害者就業・生活支援センター	10	4月6日		
あかつき	3	4月6日		
アライズ	4	4月6日	4月6日 1	5月11日 3
サクラス	2	4月14日		
西宮ひがわり弁当	3	4月21日		
手づくり工房ふるふる	8	5月11日		
ジョブステーション西宮	4	5月14日		
イーフラップ西宮	1	5月18日		
ハンズ西宮	13	5月18日	5月18日 10	6月30日 3
あけぼの園	3	5月18日		
i-crosso	2	5月19日		
ファースト	10	5月19日		
サンライズB	3	5月20日		
すずかけ労働センター（一羊会）	37	5月21日		
ゆうあいサポート	3	5月21日		
ココアシスト西宮	10	6月1日		
ふれぼの 青葉園	4	6月15日		
きんとーん作業所	15	6月16日		
Uocmo	2	6月19日		
地球屋本舗	5	6月19日		
Work Style Laboratory	3	7月27日		
Beyond	3	7月28日		
ワークホームつつじ	5	7月30日		
すずかけ労働センター	3	8月19日		
合 計	166			

あんしん相談窓口連絡会

くぬぎ	3	5月27日	
ぼぼ	1	6月4日	
セレクト	6	6月5日	6月5日 3 7月27日 3

クラーレ	5	6月9日	
輪っふる	2	6月12日	
甲山福祉センター	5	6月17日	
ほすび	10	6月19日	
紫苑	5	6月24日	
しんぼ	5	6月29日	
すなご	20	6月30日	
ねいろ相談	5	8月24日	
合計	67		

地域生活移行連絡会

芦屋翠ホーム	3	4月21日	
輪っふる	3	4月21日	
武庫川園	6	8月6日	8月6日 5、 10月27日 1
合計	12		

市内外大学

神戸女学院大学	2	11月18日	
武庫川女子大学	3	11月11日	
甲子園短期大学	5	11月4日	
大手前大学	3	11月6日	
兵庫県立大学	1	11月5日	
関西学院大学	5	11月11日	
関西学院大学 聖和キャンパス	1	11月11日	
大手前短大	2	11月11日	
甲子園大学	2	11月11日	
合計	24		

こども部会 令和2年度活動報告書

	こども部会(全体及びトピックス)
取り組んだ内容	<p>こども部会では協議の活性化のためテーマ別にグループ協議を行っている。 令和2年度は前年度から継続している3つのグループ「こどもの居場所や地域連携」「みやっこファイル」「医療的ケアが必要な子どもへの支援」について協議を行った。 しかし今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、部会の開催について部会員にアンケートを実施した結果、グループ毎に開催することとなった。 各グループの協議内容は別紙の通りである。</p> <p>7月30日(木)に予定していた児童フォーラム(みやっこ会議兼特別支援教育ネットワーク会議)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となる。</p>
達成できたこと・効果	別紙の通り。
残された課題	別紙の通り。
市への提言	別紙の通り。

こども部会 令和2年度活動報告書

グループ名	みやっこファイルグループ
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・『みやっこファイル』について、現状の総括と今後の方向性の確認 ・新たなテーマの選定について
取り組んだ内容	<p>令和2年度は、コロナ禍の影響を受けグループごとの開催となり、「みやっこファイルグループ」はオンラインにて9月～令和3年3月までの間、計7回開催した。</p> <p>●『みやっこファイル』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども部会で作成して以来、継続的に協議を行ってきたが、内容や普及については一定の役割を果たした。いったんグループ協議は終了し、今後は事務局メンバーを中心に行政と定期的に話し合いの場を持ち、内容の更新や増刷、普及について協議していく。その結果、必要に応じてこども部会に意見を求めたり協議の再開を依頼しながら、活用の推進に努めていく。 <p>●新たなテーマの選定について、変遷</p> <p>「緊急時における障害のある人への対応と心がまえについて マニュアル作り」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回、コロナ禍の影響について状況を報告し合いながら新たなテーマについて意見交換を行う中で、“緊急時”をキーワードにしようという流れができた。 ・きっかけはコロナだったが、それのみを取り上げるのではなく、災害なども含めた“緊急時”を想定することにした。 ・協議をどのようにまとめていくかについては、その際の対応や心構えをマニュアルにしておくか、とまとまりかけた。 ・それぞれが事例を出し合う内に、“日常における困りごと”への対応についてもニーズが大きめという気付きがあった。 ・最終的にどのような形にするか、模索が始まった。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「“共感”を大切にしたい、身近な者同士がつながる取り組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議のゴールのイメージについて、①専門家による正しい対応方法を知ることが目的とした冊子やリーフレットの作成、②体験談を親同士が共有し、共感を目的とした座談会や掲示板（HP活用）などの実施または紙面の作成、の二つの方向性に集約し、いずれを目指すのか話し合った。 ・その結果、座談会について<新しいつながりもできるし温かさを感じる><いろんな人の考えを知ることができる><孤立した親にとっていい機会><子育て経験を共有し、悩みを乗り越える足掛かりになれば>と支持が集まった。
達成できたこと・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・『みやっこファイル』にひとまず区切りをつけて、今後の役割分担や方向性を確認できた。 ・コロナ禍での状況を共有し、様々な立場を知ることにより親密な協議ができた。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ・『みやっこファイル』について、別途協議を継続する。 ・新たなテーマについて、具体化していき、グループ名も決定する。
市への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・『みやっこファイル』の活用を推進するため、こども部会と連携しながら内容の更新や増刷、普及などについて責任を持って取り組んでいただきたい。

こども部会 令和2年度活動報告書

グループ名	医療的ケア児グループ
協議内容	医療的ケアが必要な子どもが地域で暮らす上での現状と課題
取り組んだ内容	<p>今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、グループ毎に協議を進めることとなった。医療的ケア児グループについては、グループのメンバーの意見を集約した結果、協議再開当初は集まって会議を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が再発令されたため、以後はオンラインでの会議を行っている。</p> <p>○ガイドブックの作成 医療的ケア児に関わる関係機関は年齢や状況によって異なっており、全体を把握している機関がなく、家族はまずどこへ相談するべきかが分かりにくい状態であった。また平成30年度に市が実施した医療的ケア児に関するアンケート調査の結果からも、家族が利用できるツールがあれば解決したのではないと思われる課題もあったため、他市で作成されているような医療的ケア児を支援するためのツール（ガイドブック）の作成を行った。</p> <p>広報については、みやっこ会議のホームページからダウンロードできるようにするため、ホームページが再開次第準備を行う。また、完成したガイドブック300部については、西宮市民が通っていると思われる病院（兵庫医大、尼崎総合医療センター、大阪大学医学部付属病院、こども病院、大阪母子医療センターなど）で、家族の手に渡して頂けるよう配布方法を検討する。</p> <p>○リーフレットの作成 ガイドブックを広く広報するツールとしてリーフレットの作成にも取り込んでおり、次年度早々には完成を予定している。</p> <p>○行政との連携について 医療的ケア児に関わる関係機関は、年齢や状況によって異なっているため全体を把握している機関がない。障害福祉課が調整を行い関係部署との話し合いの場を設けていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中断した状態であり、具体的な課題解決に向けて協議が進んでいる状況にはない。</p>
達成できたこと・効果	平成30年度に実施されたアンケートから見えた課題の中から、情報に関する困りごとへの対応として、ガイドブックの作成を行った。
残された課題	<p>◎今年度作成したガイドブックを広報するためのツールとしてリーフレットを作成する。ガイドブックについては、協議会内でも周知し、みやっこ会議のホームページも活用して広報を行う。</p> <p>◎医療的ケア児については、市の所轄部署も複数にまたがり、全数の把握ができていない。「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」アンケート（平成30年7月～9月）を市が実施したが、更なる課題について協議を行う。</p>
市への提言	<p>医療的ケアを必要とする子どもに関する様々な課題について、当事者となる家族や子どもと直接関わる関係機関で現状と課題について協議を行っている。しかし、身近に関わるものとしての課題は多くあげられるが、根本的な課題解決には施策の検討や予算が必要不可欠であり、解決に向けた仕組み作りは現状のままでは限界がある。</p> <p>医療的ケア児に関する支援については、西宮市役所内にて医療・教育・福祉の関係各課の方々に定期的な検討会議の場を設けていただいているが、主として施策を進めていく課が決定しておらず、議論が進んでいないことが現状である。</p> <p>この状況を解決すべく、まず主として進めて行く局や担当者を決定し、医療的ケア児に関わる外部関係者も交えて早急に施策に反映できる課題検討を行っていただけるようお願いしたい。また今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響があると懸念されるが、一昨年度よりあげているこの提言について、現状と今後の方針をお聞かせいただきたい。</p>

こども部会 令和2年度活動報告書

グループ名	地域連携グループ
協議内容	<p>1. こどもの居場所の情報整理 2. インクルーシブをテーマにした人形劇(パネルシアター)の普及に向けた取り組みについて 3. 小学生の移動支援利用について</p>
取り組んだ内容	<p>令和2年度はコロナの影響により、地域連携グループの定例会は令和2年9月からの再開となった。定例会開催にあたり、各部会員へ会議の開催方法や協議内容についてのアンケートを行っている。定例会はオンラインで行うこととし、協議内容は「居場所づくり」と「人形劇(パネルシアター)の活動」の2点で行う方針とした。しかし、昨年度のようにパネルシアター活動を行うことが難しい状況であったため、年度当初は居場所の情報整理を行い、年度途中からはこれまでも議題となっていた「小学生の移動支援」について、検討を行うこととなった。</p> <p>《1. こどもの居場所の情報整理》 コロナの影響がある中、地域の居場所の活動状況について、情報収集を行った。 ・子育てサロンの活動状況(令和2年10月当初、34地区社協中9カ所のみ稼働であり、年度内は中止と判断した地区社協が多い状況であった。) ・平木地区「お茶処ひらくす」の活動状況。 当初は居場所の活動状況の情報収集を続けることにより、パネルシアター活動を受け入れてくれる場所を探す予定であった。しかし、コロナの収束が見込めず、パネルシアター上演場所の確保が困難であったため、いったん情報収集は中断となった。</p> <p>《2. 人形劇(パネルシアター)の普及に向けた取り組みについて》 平成29年度に地域連携グループで制作したパネルシアター「ブレーメンの音楽隊」について 【上映場所】 ・子育て支援メッセin西宮(3月27日):未就学児とその親の二十数名ほどが鑑賞された。</p> <p>【新たな担い手づくり】 昨年度に引き続き、関学聖和短大や武庫川女子大学附属中・高の学生との活動を視野に入れ、市より各学校の担当者には、部会再開当初や年度末といった折々で連絡を入れていた。しかし、地域連携グループ自体が上演の目的を立てられない状況でもあったため、一緒に活動を行うことができなかった。</p> <p>《3. 小学生の移動支援利用について》 地域連携グループとして、今年度の活動について再検討を行った。その際、「こどもが1人で、行きたいと思う場所に行けること」「親以外の人と出かけることを、当たり前のようにできるようにはどうするか」を再度検討することが必要であり、部会員から移動支援についての再検討を行いたいという意見があった。そのため、小学生の移動支援についての検討を行う場を作ることとなった。 平成30年度では、主に児童館という居場所へ行くための支援の1つとして、移動支援利用の検討・提言を行った。今年度は、生活場面においてどのような移動支援の利用ニーズがあるのかを、各部会員から聞き取ることから始めている。こどもが生活をし日々成長をしていく中で、どのようなニーズがあるのかを把握し移動支援利用の拡充を図ることは、結果としてこども自身が行きたい場所へ行くことができることに繋がると考えている。</p> <p>【検討した内容について】 ・実際に問い合わせがあった内容や、希望する移動支援利用ニーズの聞き取りでは、保護者が働いている場合や保護者自身に障害等があることで、こどもの登校支援や生活に支障が生じる場合に、柔軟に移動支援が利用できればいいという意見が多かった。 ・支給決定についての市の考え方については、生活支援課がケースワーカー会議等を通じて、実際に支給決定がされた事例の把握を行った。それにより、生活支援課では、必要に応じてこどもや保護者の生活状況の聞き取りを行い、個別に判断をして支給決定をしている状況が分かった。 ・支給決定の条件の検討については、小学4年生以上を目安として10～20時間を基準の上限にすること、利用目的については中学生以上に準じること、基準にはあてはまらないが支援が必要なケースについては従来通り個別に検討してもらうこと、を意見としてまとめている。また、通学支援に関しては、市内部での協議が必要な点もあるため、今年度はニーズの把握のみとなっている。</p>

<p>達成できたこと ・効果</p>	<p>・移動支援について、実生活の中での利用ニーズの聞き取りを行うことができた。</p>
<p>残された課題</p>	<p>・居場所の活動状況の情報収集(支援者がいる場所など) ・人形劇(パネルシアター)の広報・啓発場所の確保、新たな担い手づくり ・移動支援の利用ニーズや具体例について、こども部会以外の部会から意見聴取を行う必要がある</p>
<p>市への提言</p>	<p>移動支援の利用については、こども部会では長く検討をされてきた内容である。今年度については、こども本人のニーズや生活状況に応じて、移動支援の支給決定についても柔軟になればという考えから、地域連携グループ内で検討を行ってきた。ただ、今年度に聞き取りをしたニーズ把握だけでは不十分な点も多く、引き続き令和3年度においても検討を続けることができればと考えている。市には、移動支援の利用について、ニーズが常にあることの認識をして頂きたいと考えている。</p>

みんなの部会 令和2年度活動報告書

部会のテーマ 目的	西宮の自立支援協議会の中心的存在として、各部会を牽引できる程の影響力に期待し、当事者を中心とした部会となっている。去年度につき、部会員の意見を参考に当事者のニーズを提示していく。また、みんなの部会においても様々な企画ものを実施する。
協議内容	
取り組んだ 内容	<p><今年度は新型コロナウイルスの感染予防の為、障害があるメンバーのリスクを考慮し、緊急事態宣言や感染者数拡大などの状況に合わせて、定例会実施を見送り続け事務局会議のみの開催となった></p> <p>1. 代替の方策として、協議会のホームページの活用課題に合わせて、当部会ではホームページを活用して メンバーの参加意識の維持を図ることとした。 また、オンライン定例会開催についても意見があがっており、web環境に関するアンケートの集約を行っている。</p> <p>2. ホームページ活用の具体的な内容 ・部会長の意向で何か楽しめる内容をホームページに載せて、部会メンバーが参加できるようにしたいとのこと だったので、「大喜利」というテーマでイラストをアップし、「お題」に対してアイデアをいただくようにした。 1回目は十数個の投稿があり、優秀作品紹介ということで再アップしている。</p> <p>・真面目な内容に関してもメンバーとやりとりできたらと言うことで、「生活するうえで困りそうなこと」の意見も募集した。 介護保険と障害サービスの併用が不安という意見をいただいている。 それに関しての意見を更に募集し、ホームページ上で報告をする形で進めている。</p>
達成できたこと・効果	○今年度は新型コロナウイルスの影響で、イベント等を開催できず、メールを利用した意見募集にとどまり、前年度に考えた企画等はできていない。
残された課題	○新型コロナウイルスの収束を待つということになるが、市内にいる障害者の数から考えても、現行メンバーの意見や希望が全ての障害者の思いとは言いきれない。 今回、オンライン等で講座や会議が有効に活用されている状況もあるので、オンラインでの参加呼びかけを検討してみる。 現行メンバーの数が30名程度であるが、100名以上での構成ができれば、新しい発想での企画もできるかも知れないと期待している。
市への提言	今年度は提言は無し
来年度に向けて	メンバーから意見があがった、介護保険と障害福祉サービスの併用についての企画の実施を検討していく。 (ケアマネとの交流会、制度に関する勉強会等)

ほくぶ会 令和2年度活動報告書

部会のテーマ 目的	年齢や障害、地区に関わらず西宮市の北部地域で困っていることや課題の解決に向けた話し合いを行い、障害を持った方も含めた住民全体が住みやすい街づくりができるような取り組みを行うことを目的として活動している。
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の移動・交通の課題とその取り組みについて 2 教育機関との連携について 3 ほくぶ会連続講座・イベントや交流による地域との連携について
取り組んだ内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙1参照 2・3 今年度は実施できていない。
達成できたこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙1参照 2・3 今年度は実施できていない。
残された課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙1参照 2 教育機関との連携について、これまで築いてきた繋がりをもとにほくぶ会としての実践方法を検討する。 3 新型コロナウイルス感染対策を行った上で開催できる学習会やイベントについて検討する。
来年度に向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙1参照 2 障害の理解・啓発について教育機関と連携した取り組みを行う。 3 西宮市北部地域の住民や家族会、事業所が参加するほくぶ会としての強みを活かして、コロナ禍でも開催可能な地域と一体となった学習会やイベントについて企画、開催していく。
市への提言	<p>福祉タクシーの利用について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの経緯 <ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシーの利用は西宮市で指定された業者でなければタクシー券が使用できないが、北部地域の特性上、隣接する神戸市北区、三田市、宝塚市の事業者の利用が効率的な場合が多い現状がある。 昨年度の提言において、西宮市のホームページに福祉タクシーのチケットを利用できる事業者と行き先の一覧を掲載して頂くことができた。しかし、西宮市北部地域にお住まいの方が利用しやすい予約制のタクシー事業者を増やす取り組みや範囲を広げる取り組みについては、北部地域から実際に福祉タクシーの利用に不便さを感じているといった声が西宮市に届いていない実態があると回答があった。 2 提言内容 <ul style="list-style-type: none"> 利用者へのアンケート結果（別紙2）をもとに、以下の内容の提言を行う。 (1) 北部地域にお住まいの方も福祉タクシーが利用しやすいよう西宮市の指定を取得できる予約制のタクシー事業者を増やして頂きたい。 (2) 利用できる場所（範囲）を広げ、利用しやすい制度にして頂きたい。

	障害者の移動・交通の課題とその取り組みについて
取り組んだ内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害を持つ方の移動・交通の困りごとに関する事例集作成に向けた協議 2 オンラインを活用したグループワークにおける意見交換
達成できたこと	<p>昨年度配布したアンケートをもとに、「障害を持つ方の移動・交通の困りごとに関する事例集」を作成する為の協議を続けている。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、従来の顔を合わせての会議の開催が難しくなったが、オンラインを活用しグループワークによる協議も行うことができるようになってきている。今後も顔を合わせての会議の開催は難しいことが予想される中で、協議を止めることなく活動ができる体制を整えることができた。</p>
残された課題	事例集の完成とその活用方法についての検討を行う。
来年度に向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度中に事例集を完成させる。 事例集をもとに西宮市北部地域の障害を持たれた方の困りごとを伝え、地域の課題解決に向けて公共交通機関や福祉タクシー事業所、自治会等への理解・啓発や、新たな社会資源を開発する際に活用できるツールとして継続性のある取り組みを実施する。 2 オンラインを活用し、事例集の広報や今後の活用について報告する場としてフォーラムを開催する。

ほくぶ会 西宮市北部地域からの福祉タクシー利用についての意見

令和2年度みやっこ会議報告会資料

1 タクシーチケットを障害者手帳を頂いてから毎年発行してもらっているが、使用した事がない。北部の方では使いづらい。理由として、タクシー会社が少なく、市内から来てもらうとなると距離もあり、料金の事を考えるとお願いする事をためらう。又チケット使用に制限があり、目的があわないと使えない。近隣の三田市ではどのような感じでも使えるみたいで、利用しやすいと知り合いの障害をもつお子さんの家族の方から話を聞きました。障害があり不自由があり支援サービスを頂き利用したいのですが、制限がある為にサービスが受けられないのはどうなんだろうと疑問に思います。西宮市はこのような支援サービスに制限があり厳しく北部に関しては利用出来る施設なども少なく不足している事もあり不便さを感じます。以前から続いている制度の内容を見直し、障害者がくらしやすい福祉サービスが充実した県・市を参考にし、取り入れ改善して頂けたらと思います。

将来の事を考えると、この西宮市で住み続けていいのか不安になります。

- 2 福祉タクシーの TEL がつながりにくくなった。
- 3 福祉タクシーのチケットをいただいているが、利用する機会がほとんどない。有効利用できないものか？
- 4 以前市役所の福祉課の方から福祉タクシーの利用手続きも出来ますと手続きをしていただきましたが、利用する事もなく返却しました。利用するしないは別として、年令と共に必要となるサポートに関心をもたなければと思う様になりました。
- 5 タクシーチケットを使える範囲をもっと寛容にしてほしい。なぜ「ショートステイ」に使えるのに「日中一時」に使えないのか？なぜ通所に使えないのか？市に聞いたことがあるのですが、明確な回答が得られません。せっかくいただいたチケットを使えないのが残念です。
- 6 市からタクシー券を頂いています。兵庫県内でも他地区でタクシー券を出しても、運転手さんが知らなかったり、西宮市だけだと言われたことがあり、乗ってから使えないとなると困ってしまう。タクシー券を出すといやな顔をされた。
- 7 希望ですが、ドア TO ドアで、目的地⇄自宅まで行けたらうれしいです。
- 8 各交通機関それぞれに、障がい者の困りごとに対応してくれるスタッフを常設してほしい。あるいは運転手さんに対し講習会をしてほしい。

以上

令和2年度地域生活移行連絡会 年間活動報告書

会の テーマ	<p>これまで入所施設からの地域移行を主たる課題として協議してきた。今年度は不安定な社会情勢を踏まえて、地域からの情報提供（グループホームの空き情報や取り組みの体験談を聞くなど）や地域移行時のサポーターであるあんしん相談窓口連絡会との連携、さらに自立支援協議会の他部会との連携を強化する。</p> <p>また、様々な業種や関係者をメンバーまたはゲストに迎えて地域での生活を支え、移行の後押しをする足がかりを見つけていく。</p>
協議内容	事務局内でテーマにも掲げている事業所や企業の人からの話を聞く企画を中心に協議した。
取り組んだ内容	<p>【定例会/イベント等】※（ ）は、参加者数</p> <p>※コロナ感染防止によりイベント開催の検討を慎重にしたため、初回の学習会を7月からとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月22日（水）定例会 会員自己紹介、グループホーム「kanoa home」の若月さんのお話を聞いた。（24名） ・令和2年9月23日（水）定例会 コロナ禍における事業所での困りごとを聞く。協議会としての社会貢献はできないかを考える。（14名） ・令和2年11月25日（水）勉強会 “ゼロからはじめる障がい者 GHの新規立ち上げ” 講師（株）ティーズパレット 奥野氏ほか（27名） ・令和3年1月27日（水）定例会 グループホーム創設を事業としているティーズパレット（株）不動産賃貸業の（株）仲屋不動産や賃貸住宅のオーナーに来ていただいて“誰もが安心して暮らせる住まい”についての学習会を実施した。（12名） ・令和3年3月24日（水）定例会 今年度の振り返りと次年度の計画について検討（14名） <p>【事務局会議】 毎月偶数月、第4水曜日 ※対面とリモートの混合で実施した。</p>
達成できたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーからグループホームの情報や不動産業の企業の人々が福祉に関心を持っていることが知れたのが大きかったなど直接支援をしている人たちに広い視野を持つことの意味を掴んでもらえた。 ・事務局会議にも大家さんの立場の人に来ていただいて、今持っている物件を福祉的に使える方法の検討ができた。 ・今年のテーマである「地域」の力を意識してみることで、参加メンバーに「視野を広げること」の大切さに気がついた。」という感想をもらえたことは大きい。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他部会との協働を目標にしていくが、相手となる部会等のニーズとタイミングを見定めて進める必要がある。 ・また、企業との連携を考えるが、こちら側のスピード感が一般の人たちに追いつかない感があるので、こちらサイドのスピード感を早める議論が必要。
市への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の提言はありません。
来年度に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行についての知って欲しい、知りたい情報を発信。 ・会員の増員（特に障がい分野以外） ・あんしん相談窓口連絡会とのコラボの定例化。

以上

【目的】これまで、入所施設からの地域移行を主たる課題として協議してきた。今年度は、不安定な社会情勢を踏まえて、地域からの情報提供（グループホームの空き情報や取り組みの体験談を聞く等）や地域移行時のサポーターであるあんしん相談窓口連絡会との連携、さらに自立支援協議会の他部会との連携を強化していく。また、様々な業種や関係者をメンバー又はゲストに迎えて、地域での生活を支え、移行の後押しをする足がかりにしていく。

開催日	内 容
4月22日	事務局会議 中止
5月27日	定例会 新型コロナウイルスの拡散防止対策により中止決定
6月24日	第1回事務局会議 … 定例会の内容打合せ
7月22日	第1回定例会 グループホームについて 講師：カノアホーム 若月氏 参加 〇 名
8月26日	第2回事務局会議 … 第1回定例会の振り返りと今後の定例会の内容について
9月23日	第2回定例会 新型コロナウイルスによる各事業所の困りごと、社会貢献についてなど
10月28日	第3回事務局会議 … 第2回定例会の振り返り、次回の勉強会の打ち合わせなど
11月25日	第3回定例会（勉強会） 参加 〇 名 ゼロから始める障がい者GH新規立ち上げセミナー ディーズパレット（株）奥野氏ほか
12月23日	第4回事務局会議 … 勉強会の振り返り、次回の定例会の内容協議など
1月27日	第4回定例会 誰もが安心して暮らせる住まいについて 不動産関係者や地主さんを困んで…
2月24日	第5回事務局会議 … 第4回定例会の振り返り
3月24日	第5回定例会 今年度の振り返りと次年度について

【まとめ】

新型コロナウイルスの感染状況により制限はあったものの、当連絡会は元々小規模な会でもあったことや感染拡大防止策を講じたことが幸いしたこと、またオンラインなどによって、6月以降は事務局や定例会、勉強会の開催も可能になった。また不動産関係者や地主さん、育成会、グループホームの関係者など多くの関係者と”地域で暮らす”ことについて話してきたことは今年度の大きな成果であったように感じる。しかし今年度は”市への提言”が出なかったことは次年度の課題となった。

地域生活移行連絡会々長 丸山 和幸（芦屋翠ホーム）

【目的】

今年度も昨年度に引き続き、コロナ禍で不安定な社会情勢の中でも、地域からの情報提供（グループホームの空き情報や取り組みの体験談を聞く等）や地域移行時のサポーターであるあんしん相談窓口連絡会との連携、さらに自立支援協議会の他部会との連携を強化していく。また、様々な業種や関係者をメンバー又はゲストに迎え、時には勉強会も行いながら、ご本人が望む地域での生活を支えや地域移行の後押しをする足がかりをみつけていく会にしていく。

開催予定	内 容
4月28日	第1回事務局会議
5月26日	第1回定例会 入所施設などの”地域移行の取り組み”について
6月23日	第2回事務局会議
7月28日	第2回定例会 障害特性について”今後サポートできるようになるために…”
8月25日	第3回事務局会議
9月22日	第3回定例会 オンライン見学会 ”地域での暮らしの場について” お話しましょう！
10月27日	第4回事務局会議
11月24日	第4回定例会 グループホーム関係の方、相談員さん、不動産関係などなどとのコラボ
12月14日	臨時 ”あんしん相談窓口連絡会とのコラボ企画”
12月22日	第5回事務局会議
1月26日	第5回定例会 協議 今年度振り返りと課題の抽出など
2月16日	第6回事務局会議
3月23日	第6回定例会 協議 施策提言まとめと次年度について

※ 新型コロナウイルス拡散防止対策にて中止、オンラインなど、変更になる場合があります。その際には速やかにお知らせ致しますが、予めご了承下さい。

【開催会場・日時等】

- * 基本、会場は西宮市総合福祉センター内 時間13:30～約1時間半から2時間程度
- * 原則開催は事務局（偶数月）・本会（奇数月）ともに第4水曜日の午後に開催。

あんしん相談窓口連絡会 令和2年度 年間活動報告書

<p>部会の テーマ・目的</p>	<p>①他部会、連絡会との繋がりづくり ②西宮市として目指す相談支援についての協議 ③障害福祉サービスの不足状況について調査を実施し、具体的な根拠を持って市へ提言する。 ④相談支援専門員の質の向上と相談支援専門員が孤立しない仕組みづくり ⑤他機関との連携強化 ⑥コロナ渦における相談支援についての検討 ⑦地域との連携を意識した企画についての協議</p>
<p>取り組んだ 内容</p>	<p>①他部会、連絡会との繋がりづくり しごと部会会長より、市内の事業所で実際に新型コロナウイルス集団感染が発生した際のみやっこ会議の対応についてオープン部会（12月開催）の中で報告。今後集団感染が発生した際の日中活動代替支援やみやっこ会議各部会の連携についての共有を行った。 ②～⑤は、ワーキンググループに分かれ協議を進めていく予定であったが、新型コロナウイルス感染対策のため協議ができず。 ⑥コロナ渦における相談支援についての検討 コロナ渦における相談支援体制についての検討は連絡会全体でじっくり協議する時間を持たず、主に事務局メンバーのみでの協議となった。市内の事業所で集団感染が発生した場合に、支援状況についての聞き取りを行う際、あんしん相談窓口連絡会から相談員が派遣できるような体制づくりを行うこととなり、連絡会全体でも共有を行った。また、集団感染が発生した事業所の利用者に必要な支援を聞き取る際は、みやっこ会議あんしん相談窓口連絡会より相談員を派遣することを共有した。 ⑦事務局会議での協議にとどまり、全体での協議はできていない。</p>
<p>達成できた事 や効果</p>	<p>①地域移行連絡会とのコラボ企画は新型コロナウイルス感染拡大により実施できず。 コロナ集団感染についての勉強会（講師：あぜくら作業所 吉兼施設長）をオープン部会として開催。 他部会・連絡会にもあんしん相談窓口連絡会に参加してもらえたが、Zoomでの講義となり他部会・連 ②～⑤ 協議することができず、令和3年度の引き続きの目標とする。 ⑥コロナ渦における相談支援についての検討 ○実際にクラスターが発生した西宮市内の事業所より、定例会の中で発生時の状況について報告。新型コロナウイルス感染者発生時の相談支援体制について意見交換を行った。 ○西宮市内の事業所で集団感染が発生した際の日中代替支援に向けて、『コロナ代替支援提供事業シート（別紙1参照）』と『コロナ代替支援事業聞き取りシート（別紙2参照）』を作成。 【コロナ代替支援提供事業シート】 通所施設等で、新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合に備え、事前に日中活動の代替支援が必要な方を把握しておくためのリスト。 【コロナ代替支援事業聞き取りシート】 コロナ集団感染が発生した際、日中活動の代替支援が必要な方を支援するための聞き取りを行う際、相談員が使用する聞き取り項目を記したシート。 ⑦具体的な企画案の作成はできていないため、令和3年度も継続して取り組む。</p>
<p>残された課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員同士が直接顔を合わせられない中で、どうすれば活発に意見交換ができるか。 ・課題解決に向けてのグループ協議の再開 ・コロナ渦における相談支援体制についての検討 ・地域との連携について
<p>市への提言</p>	<p>なし</p>
<p>来年度に向けて</p>	<p>令和元年度のワーキングでの協議を再開し、積み残された課題協議に取り組む。 他部会・連絡会との連携強化を図る。</p>

※別紙1 コロナ代替支援提供事業利用対象者確認シート 事業所名:

No.	名前	性別	年齢	障害	日中支援が必要な理由	代替支援提供事業の優先度 (○=必ず必要 △=必要になる可能性あり)	その他の情報等
例	西宮 花子	女性	46	知的	高齢の母と二人暮らしで、母一人では日中の介助ができない。	○	
例	兵庫 太郎	男性	23	身体	両親が共働きで、状況によっては日中支援が必要。	△	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※別紙2

コロナ代替支援提供事業聞き取りシート

(聞き取り日 令和 年 月 日)

相談員名：

利用者名	
回答者名	
通所事業所名	
緊急連絡先	

にチェックをしてください。

①活動場所までの送迎 (家族が送迎可能か等聞き取り)

必要 (送迎方法) 不要

②身体状況

・平熱 約 _____ °C

・普段気を付けていることや特記事項

(例：てんかん発作の有無、喘息の治療中、普段から咳が出やすい等)

③昼食

・食事準備

持参 お弁当等購入 その他 ()

・食事形態 (細かくきざむ必要があるのか等)

普通 その他 ()

・食物アレルギー (ある場合は何アレルギーか)

あり () なし

・食事介助 (一部介助の場合、どのような介助が必要か)

部会のテーマ 目的	西宮市では、「地域生活支援拠点等整備」について面的な体制整備を目指し、昨年度よりみやっこ会議（西宮市地域自立支援協議会）において「西宮市地域生活支援拠点等整備検討委員会」を立ち上げ、緊急時の受入・対応について実態把握等を行ってきた。今年度は第2期検討委員会として委員を改選し、第1期検討委員会で抽出された課題を具体的制度、施策につなげるべく協議を行い提言する。
開催日	2020年10月27日／2020年12月21日／2021年2月9日の計3回
検討委員	学識経験者・西宮市役所（障害福祉課、生活支援課、健康増進課）、みやっこ会議（会長、みんなの部会、あんしん相談窓口連絡会）、西宮市障害福祉推進計画策定委員会委員
協議内容	<p>第1期検討委員会から課題抽出を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における制度外支援に対する保障等 ・ 既存サービスの活用（支給決定の柔軟な対応） ・ 平常時の支援の充実（相談・支援の強化） ・ 福祉サービスや相談支援に繋がっていない人へのアウトリーチ <p>上記4つの課題から具体的協議内容として以下5点を挙げた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人中心支援計画に緊急時対応の位置付け ② 各事業所間での協力体制の構築 ③ 特例介護給付費の活用 ④ 通所事業所や居宅事業所によるサービス外の見守り等支援 ⑤ 緊急時の受入場所の確保 <p>※第2期検討委員会では主に③、④を中心に協議を行った。</p>
取り組んだ 内容	<p>「緊急時」とは、「主たる支援者が不在で、平常時に想定しているサービスでは対応できないことにより、本人が安全に日常生活を送れない場合」とし定義し、各支援事業所（通所施設、相談支援事業所等）にアンケート等を行い緊急対応した実績をもとに協議を行った。</p> <p>③特例介護給付費の活用 ・「特例介護給付費」は、福祉サービスの対象者であり、緊急等の理由で支給決定を受けていない利用者が、支給決定を受けるまでの間の利用料を原則、全額負担し、あとで還付されるものである。これまで西宮市では「短期入所」の特例介護給付費の支給決定しか行っていなかった。他市へのアンケート調査の結果、「生活介護」「居宅介護」も柔軟に決定されている。この制度の周知が利用者、相談支援専門員になされていないことや、支給決定までの間の利用料を原則、全額自己負担となっていることから利用が進んでいない。市と事業者で直接やり取りができる代理受領の方法が望ましい。 ・障害支援区分が出るまで、または区分に表れない支援の必要性を認めてほしい</p> <p>④通所施設や相談支援事業所によるサービス外の見守り等支援 ・協議会参画の事業所に「緊急時に対応した事例」をアンケート収集した。アンケートの結果では「自宅で本人が暴れている」「ヘルパーが支援に来ない」「家族が亡くなった」「本人が自宅からいなくなった」等、様々な事例が収集でき、通所施設職員、相談支援専門員等が直接支援に入る事例も見受けられた。</p> <p>③その他 ・緊急時に対応するためにいつでもつながる電話は必要か。事業所につなぐためにも必要と思われるが、どのようなやり方があるかは検討が必要。</p>
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急時に優先的に利用できる短期入所の空床補償やグループホームの活用等 ■ 緊急事態が起こらないように平常時より本人中心支援計画に緊急時対応等の位置づけ ■ 各事業所間の協力体制の構築 ■ 障害福祉サービスを利用していないこと等により支援者が不在で、適切な支援が受けられていない人に対するアプローチ <p>上記4つの残された課題については、今後も市とみやっこ会議等で継続して協議の場をもってもらうよう提言した。</p>
市への提言	別紙

緊急時の支援事例アンケート調査

(みやっこ会議を通じ概ね過去3年間の実績について調査)

		相談支援事業所	通所事業所
時間外で支援をしたことのある事業所		6事業所	10事業所
支援件数	5件未満	3事業所	5事業所
	5～9件	1事業所	1事業所
	10件以上	1事業所	3事業所
	不明・多数	1事業所	1事業所
支援したことのある場所	自宅	5事業所	9事業所
	事業所	2事業所	8事業所
	その他※1	1事業所	5事業所
対応した時間帯	土・日・祝	4事業所	7事業所
	宿泊を伴う夜間	1事業所	3事業所
	その他※2	3事業所	6事業所

※1 病院・行方不明捜索・警察・葬儀場・デパート・スーパー

※2 平日・土日祝の早朝・夜間、平日の宿泊を伴わない夜間や早朝

【支援例】

- ◆本人が自宅で暴れているため、家庭訪問。自宅以外で過ごす場の確保ができず、通所施設で宿泊支援を行った。
- ◆本人が自宅で暴れており家族対応できず困っていると通所施設に要請があったため、本人が通う通所事業所職員が、深夜、自宅まで行き対応した。
- ◆本人が急病で通院が必要になった。ご家族対応できないため、通所事業所職員が対応した。ご家族が対応できるまで、夜間帯も付き添った。
- ◆ヘルパー事業所が急遽支援に入れず、相談支援専門員が他事業所も含めヘルパー調整したが見つからなかったため、相談支援専門員が訪問し身体介助等介助を行った。
- ◆家族が亡くなり対応が必要になった。一人暮らしが困難な為、グループホーム入居の為に動いた。お通夜、葬儀参列への支援、その後生活の環境づくりなど一緒に行った。
- ◆一人暮らしで毎日出勤する人が出勤せず連絡もなかった。警察に介入し、窓から本人が倒れていることを確認。救急搬送に付き添い、手続き等を行った。
- ◆本人が警察に留置され、事実確認等に相談支援専門員が赴いた。
- ◆夜間、本人が行方不明になったと通所施設に連絡が入ったため、警察、通所職員が捜索にあたった。
- ◆スーパーより連絡があり、本人が不適切な行為をしたとのことで職員が呼ばれ対応した。

令和3年5月25日
(2021年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市地域自立支援協議会
会長 角野 太一

障害のある人の緊急時の支援に関する提言

平素は西宮市地域自立支援協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害のある人やその家族等が地域で安心して生活できるよう、市町村には地域生活支援拠点等を整備することが求められているところですが、西宮市では十分に整備されているとはいえません。とりわけ、国が提唱する機能のうち、「緊急時の受入・対応」については要望の声も多く、至急整備することが求められます。地域生活支援拠点等の整備については、平成30年3月に策定された西宮市障害福祉推進計画において、地域自立支援協議会を中心に協議を行う旨が明記されており、西宮市からの依頼を受け、本協議会において令和元年度より検討委員会を立ち上げ、協議を重ねてまいりました。検討委員会での協議も踏まえ、障害のある人の緊急時の支援について次のとおり提言します。

1. 特例介護給付費の柔軟な運用をお願いします

障害者総合支援法第30条に規定する特例介護給付費については、西宮市ではあまり利用されていません。必要な人が必要な場面で利用できるよう、柔軟な運用や周知をお願いします。

2. 事業所（通所・居宅・相談支援等）によるサービス外の見守り等支援に対して助成をお願いします

現在、通所事業所の開所時間以外に緊急時の支援が必要になった場合には、通所事業所の職員が預かり支援を行うことや、居宅を訪問し見守り等を行っていることがありますが、これらの支援については介護給付費等の算定が認められないため、事業所が余儀なく無報酬で行っています。また、居宅事業所が緊急時支援のために深夜時間帯などの支給決定の範囲外でのサービスの提供を行った場合や、相談支援事業所の職員等が支援した場合も同様です。事業所に対し聞き取りを行ったところ、別添のとおり複数の事業所においてこのような事例が見受けられました。これらの事業所が無報酬で行っている緊急時における支援に対して、公的な助成をお願いします。

3. その他の緊急時の支援方法等についても検討してください

上記以外にも、緊急時に優先的に利用できる短期入所の空床補償やグループホームの活用等のほか、緊急事態が起こらないように平常時より本人中心支援計画に緊急時対応を位置付けておくことや各事業所間で協力体制を構築しておくこと等も重要と考えられます。また、障害福祉サービスを利用していないこと等により支援者が関わっておらず、適切な支援が受けられていない人に対するアプローチも必要です。障害のある人の緊急時の支援について有用な制度については、今後も引き続き地域自立支援協議会との協議等により検討していただきますようお願いいたします。

以上の提言を踏まえ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてくださいますようお願いいたします。

2020年度 みやっこ会議(西宮市地域自立支援協議会)総括

【はじめに】

2020年4月7日より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7都府県において緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県に対象が拡大した。兵庫、大阪、京都においては先だって5月21日に解除されることとなった。

この情勢に鑑みて、みやっこ会議の開催方法についても検討を余儀なくされることとなり、4月8日には部会員に向け、「新型コロナウイルス対策に関するみやっこ会議の基本方針等について」を通知した。(資料①)

大まかな内容としては、

- ① 緊急事態宣言下での「部会」は中止とし、「事務局会議」については各部会事務局にて開催の有無を判断してもらうこと
- ② 会議等開催するにあたっては、メール、電話以外にも、「リモート会議」等も視野に入れ検討してもらうこと

事務局会議レベルでは少人数での打ち合わせを対面で行う部会がほとんどではあったが、各部会ともに、早期の本格開催に向け、各部会事務局は開催方法等において議論を行った。その結果、ほとんどの部会がZOOM開催ではあるものの7~8月頃より本格開催を実現することができた。

【運営委員会開催日時：各奇数月開催】

2020年9月3日(木) ZOOMテスト開催

11月5日(木) ZOOM

2021年1月7日(木) ZOOM

3月4日(木) ZOOM

【活動内容】

1. コロナ禍において事業所が直面している課題、工夫している点等のアンケート調査

→みやっこ会議内でアンケート結果の共有を行い、緊急課題については西宮市へ「新型コロナウイルス感染対策についての緊急提言」を2度行った。(資料②)

(2020年5月15日、6月29日付け)

→2020年6月9日西宮市より提言の回答があった。(資料③)

新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生時における代替支援提供事業について

→2020年11月の障害者通所施設におけるクラスター発生時に施設利用が困難となった利用者への代替支援の提供を各部会等と協力して行った。

しごと部会から職員の派遣協力の発信や提案があったことで、居場所の確保や支援者の確保を行うことができた。結果として、計14法人の支援協力を受けられることとなった。

(支援提供法人9法人、作業提供のみ5法人)

→市が新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生時における代替支援提供事業実施要領を作成(資料④)

■代替支援提供について(11月実施)

利用者:2名

支援者:2~3名

利用日数:1日

※見えてきた課題

迅速な相談機能、コーディネート機能、支援ニーズの把握等。支援提供場所の確保。

→支援ニーズの把握等については事業所ごとの作成が必要ではあるが、なるべく共通したツールを用いることで把握しやすいと考え、あんしん相談窓口連絡会に依頼を行った。

2. 障害福祉推進計画施策懇談会への参加

→2020年10月26日(月)ZOOMにて

3. 第2期 西宮市地域生活支援拠点等整備検討委員会の開催

→第1期検討委員会での検討を踏まえて、第2期検討委員会は「緊急時の対応」の「具体的施策化」を目指し、提言を行った。

4. みやっこ会議ホームページについて

→ホームページサイトを管理契約している業者との契約が来年度困難になった。理由としてはメンテナンス等

ランニングコストの問題が主であるが、業務の委託内容についても見直す必要がでてきた。

業者の選定や予算、委託内容等も見直し、現在新たなHPの作成段階である。

【最後に】

今年度は対外的な活動(講演会、視察、フォーラム等)は、少なかったものの、このコロナ禍だからこそ、みやっこ会議が何を大切に取り組むべきか、また部会の取り組みや、協議内容の確認、見直し等が行えたことも大きい。

2021年度みやっこ会議（西宮市地域自立支援協議会）方針

2021年度も新型コロナウイルス感染拡大の第4波が発生し、まんえん防止等重点措置が4月初旬より発出され、新年度が始まりました。また、本日の本総会においても、緊急事態宣言中であります。

障害のある方、そのご家族、事業者、西宮市行政も含め、新型コロナウイルス感染対策、感染対応を講じながらも、制限のある中可能な限り日常生活を維持されるため大変なご苦勞をされておられると思います。

今の環境下で、当たり前前の暮らしを継続していくことの大切さは、昨年1年を経て身が染みて感じるところであります。これは障害のある人、ない人も分け隔てなく大切なことです。

今年度のみやっこ会議においても、非日常下にありながらも、当たり前前の暮らしの実現のために、各部会・連絡会では引き続き協議を継続していくとお聞きしております。

また、この数年地域とのつながりをテーマにフォーラムなどを実施してきましたが、コロナ禍であるからこそ、「地域住民」、「地域活動者」、「地域事業者」とよばれる福祉分野以外の「地域の方」たちとの「つながり」を求めていく必要があると強く感じております。地域との「つながり」を深めていくために、今年度は、各部会・連絡会ともに地域との連携を踏まえた活動をしていただくように計画をさせていただいています。

一足飛びに様々な課題の解消や実現は難しいかもしれませんが、私たちが「地域の方」の活動や課題を知りながら、「地域の方」と障害福祉等様々な課題について共に考え、地域で暮らす一員として、暮らしやすい西宮を目指していくことができればと考えております。

みやっこ会議では、様々な課題解決の推進のため、検討委員会の設置やみやっこ会議の予算を活用した自発的活動支援事業を準備してきました。部会・連絡会での協議や検討委員会や自発的活動支援事業を活用しながら、「障害のある人もない人も共に暮らせる社会の実現に向けて」、1つでもできることを考え実行していけるみやっこ会議として2021年度も活動してまいります。

みやっこ会議 各部会員のみなさま

令和2年4月8日
西宮市生活支援課 課長 松田 成弘
みやっこ会議 会長 角野 太一

新型コロナウイルス対策に対するみやっこ会議の基本方針等について

平素はみやっこ会議の活動にご協力いただきありがとうございます。

このたびは、新型コロナウイルス感染防止の対応に追われ大変な日々を過ごされていることと思います。

みやっこ会議の4月からの運営委員会と総会、各部会・委員会の開催について、みやっこ会議の基本方針を下記にまとめていますのでご確認お願いいたします。

現時点での基本方針でありますので、その後の政府対応等の状況により更なる変更が生じる可能性がございますがご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 部会・連絡会・運営委員会・検討委員会の開催について

現在5月6日まで緊急事態宣言が出ており、福祉センターの利用等は5月10日からとなっていることから、それまでの部会開催や5月7日の運営委員会は中止とさせていただきます。

今後政府や西宮市の新たな対応等により、みやっこ会議運営事務局で開催について検討します。

※各会事務局会議の開催は各会事務局の判断での実施は可能とします。社会情勢や各事務局参加委員が所属する法人の判断により実施が困難となることも予想されますので、メールや電話等での情報共有、意思決定も可能とします。

2. 総会・報告会について

5月7日の運営委員会の開催が難しいために、5月28日の総会は中止させていただきます。総会について当初は延期とご案内させていただきましたが、長期化も予想され、総会開催にあたり感染防止策に限界があることから、今年度の総会は中止とさせていただきます。

なお総会が中止になっても報告会は例年通り実施します。感染防止策のうえで昨年度までの形式ではなく、少人数での実施になるように調整します。ご理解いただきますようお願いいたします。

※各部会での年間報告や市への提言内容及び次年度の計画は、報告会にむけて準備したいと考えています。それにあたり各部会長と運営委員会事務局との打ち合わせ会の日程調整をします。各部会長のみなさまにはご協力をよろしくお願いいたします。

西宮市長 石井 登志郎様

令和2年5月15日

「新型コロナウイルス感染対策についての緊急提言」

西宮市地域自立支援協議会
会長 角野 太一

西宮市地域自立支援協議会にて、官民協働での協議及び課題解決に向けた取り組みについて、平素よりご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染予防に関する様々な物資提供等を実施していただき、誠にありがとうございます。このような状況下で、西宮市地域自立支援協議会では提言の第一案として、以下に取りまとめた事項について緊急提言を行います。

ご回答については、西宮市地域自立支援協議会に対して実施していただくことを併せて要望いたします。

現在、西宮市地域自立支援協議会では、各部会で現状についてのご意見について、聴取しております。今後、その意見を取りまとめ、第二、第三の提言を引き続き実施していきたいと考えております。

西宮市で暮らす障害当事者、その家族、支援者に対しても、引き続き感染予防及び社会生活の継続が可能な支援に対するご支援及びご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 優先的なPCR検査等体制整備についての提言

障害児・者が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、併せて感染した疑いのある者の濃厚接触者（介助者・同居者等）も同様に、下記2点の理由により優先的に検査を受けられるよう検査体制整備の要請をいたします。

（要請理由について）

- 障害児・者は重症化し易いと言われており、かつ病状の進行スピードが速くなることもあり、速やかに治療が受けられる環境を確保する必要があります。
- 障害児・者や濃厚接触者（介助者・同居者等）は感染の疑いがある期間が継続することで、平常時のように必要な介助や支援提供を受けることが困難になります。そのために、生命維持が困難になることが考えられます。

2. 感染もしくは感染の疑いがある場合の支援継続のための提言

- 障害児・者とその同居する者に感染の疑いがある時、または感染し自宅療養となった時、事業者が在宅で介助や支援を提供する場合は、介助者・支援者への感染防止対策を、感染者の対応にあたる医療者と同等の装備の確保のために、物品の提供、もしくは購入補助を要請いたします。
- 医療者と同等の装備で感染防止対策をしたうえで、在宅での介助や支援提供をおこなうことは、防護服などの着脱や消毒、廃棄などについて、日常の支援に比べ更なる配慮や技術的な体制が必要となります。このような感染防止対策に関する人的対応費用についての補助を要請いたします。

3. 新型コロナウイルス感染予防対策推進に関する必要経費への提言

- 障害児・者の日常生活を継続していくために、特に訪問系サービスについては、生活を支えるために支援破綻を迎えてはいけないサービスでもあります。居宅支援事業所並びに訪問看護事業所に対してマスク・消毒剤・清浄綿・アルコール綿・使い捨てグローブ・医療用シールドなどの物品の提供、購入補助を要請いたします。また感染防止に必要な研修、濃厚接触者が出た場合の全面休業への回避体制など感染予防対策に関する費用及び、そのために係る人件費等について柔軟に活用できる補助金等の施策を提言いたします。
- 訪問サービス以外の障害福祉サービス事業所等については、社会生活に欠かせないサービスであり、上記の訪問系サービスと同じように支援破綻を迎えてはいけないサービスです。社会生活を続けるには、利用者及び職員に対しても予防対策が必要であるため、サービス提供時に必要なマスク・消毒剤・清浄綿・アルコール綿・使い捨てグローブ・医療用シールドなどの物品の優先的な提供、または購入補助を併せて提言いたします。

西宮市長 石井登志郎 様

令和2年6月29日(月)

「新型コロナウイルス感染対策についての緊急提言」

西宮市地域自立支援協議会
会長 角野 太一

西宮市地域自立支援協議会にて、官民協働での協議及び課題解決に向けた取り組みについて、平素よりご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染予防に関する様々な対策について実施していただき、誠にありがとうございます。

第1波での新型コロナウイルスの感染拡大にあたり、地域自立支援協議会の各部会において本人や家族、障害福祉事業所等の困り事の調査をおこないました。そこから見えてきた本人や家族から出た課題や、障害福祉サービス提供にあたって様々な課題がでました。

今後第2波や第3波にむけて地域自立支援協議会全体として取り組んでいくべき課題もありますが、西宮市で検討していただきたい課題について、第1弾に引き続き、第2弾の緊急提言として以下に取りまとめました。ご回答については、地域自立支援協議会に対して実施していただくことを併せて要望いたします。

地域自立支援協議会では感染予防対策をとりながら活動をおこない、この機会に新たな活動や協議内容の見直しもかけたいと考えています。今後も意見を取りまとめ、引き続きの提言実施していきたいと考えております。西宮市で暮らす障害当事者に対しても、感染予防及びその前後に対する支援が継続するようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染予防マニュアル作成と研修体制について

先般、西宮市法人指導課長、西宮市生活支援課長、西宮市障害福祉課長の連名にて、令和2年6月8日付事務連絡として「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス提供等にかかる協力体制について」西宮市内の事業者に対して通知をいただいております。

事務連絡によりますと「このたび、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域について、兵庫県の指定が解除されましたが、依然として、感染拡大への予断を許さない状況の中、今後も引き続き、感染防止対策を厳重に徹底しつつ、感染者が発生した場合に備えて取り組みを強化する必要があります。このため、地

域が一体となって新たな感染発生に備えた準備を行い、円滑に障害福祉サービス等が確保されるよう、感染者の発生した事業所や代替施設等に応援職員を派遣する仕組みが必要と考えています。兵庫県及び西宮市においても、そのために必要な応援職員の派遣に関する旅費等補助や衛生資材の確保など、必要な支援を検討しています。ついては、感染発生時を想定した協力体制に参加・協力いただける事業所様を募集したく存じますので、ご協力等いただける事業者様におかれましては、別紙「協力事業者リスト」にご記載いただきますようお願い申し上げます。」とあります。継続した支援が提供できる体制づくりは必要なことであり、体制確保に向け協力依頼をしていただいております。

一方で、この協力体制を確立していくためには課題があると、当協議会では認識しております。

福祉職は医療職と違って正しい感染防止についての基礎知識や、実際の現場で感染防止方法の情報不足のため、事業所ごとの対応やマニュアル作成になっています。

そのことが各事業所職員の不安にも繋がり、また感染拡大の一旦を担ってしまうリスクが予測されます。今後事業所同士の協力体制を構築していくためには、一定の共通したマニュアルが必要であると考えます。

そのため、障害児・者が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、併せて感染した疑いのある者の濃厚接触者（介助者・同居者等）がいる場合、障害福祉サービス等の提供を行うにあたって、入所系（グループホームを含む）・通所系・訪問系ごとに必要な感染防止マニュアルの作成と、研修実施あたっての相談や必要経費の補助を提言いたします。

2. 新型コロナウイルス感染に関する障害児・者の環境確保について

（同居する家族等が感染した場合）

障害児・者と同居する家族等が感染した場合は、介助者不在となることが予測され、今回の当協議会の調査でも、介助者不在時の不安の声が実際にあります。個々の状況に応じ自宅内外問わず、暮らしを支える医療・介護が受けられる環境確保が重要です。

（障害児・者が感染した場合）

障害児・者が感染した場合は症状に応じて、速やかに入院や宿泊施設等で治療や介護を受けられる環境の確保を提言いたします。また、上記にあたって移動方法の確保も併せて提言いたします。

3. 新型コロナウイルス感染対策に関する専門家会議と相談窓口の設置について

今後第2波、第3波への対応を、現在第1波が収束している時期に、検討していくことが必要であると考えております。高齢者、障害児者支援には、重複するサービスもあり、それぞれの分野において、同じような課題を持っていますが、課題対応については各担当課での対応となっているように認識しております。

新型コロナウイルス感染予防を念頭に置いた障害・高齢者支援における課題を中心に協議し、解決策の検討を行うため、様々な分野（医療・保健・教育・福祉）の専門家を交えた「専門家会議」の設置が必要であると当協議会は考えております。

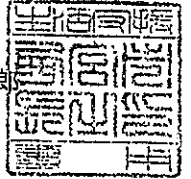
また、情報発信や相談を行うことができる相談窓口が必要であると考えており、上記の内容を提言いたします。

以上

西生援発第73号
令和2年6月9日

西宮市地域自立支援協議会
会長 角野 太一 様

西宮市長 石井 登志郎



「新型コロナウイルス感染対策についての緊急提言」要望書について（回答）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて別添のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

(1) 保健予防課

1. 優先的な PCR 検査等体制整備についての提言

障害児・者が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、併せて感染した疑いのある者の濃厚接触者（介助者・同居者等）も同様に、下記2点の理由により優先的に検査を受けられるよう検査体制整備の要請をいたします。

（要請理由について）

○障害児・者は重症化し易いと言われており、かつ病状の進行スピードが速くなることもあり、速やかに治療が受けられる環境を確保する必要があります。

○障害児・者や濃厚接触者（介助者・同居者等）は感染の疑いがある期間が継続することで、平常時のように必要な介助や支援提供を受けることが困難になります。そのために、生命維持が困難になることが考えられます。

（回答）

『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について』（令和2年5月8日厚労省）において、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は重症化しやすいとされており、これらの方々には障害児・者の中に該当される方も少なくないと考えられます。

現在本市では、確定患者の濃厚接触者や海外渡航歴を有する方等を除き、医師の診断に基づき、医師が必要と判断した方に PCR 検査を実施しております。医師は、個別症例の事情に応じて、無症状の患者も含めて、PCR 検査の必要性を判断しています。

そのため、障害児・者やその方の濃厚接触者（介助者・同居者等）を一律に検査することはいたしておりませんが、今後も、個々の状況に応じ、必要な人が適切なタイミングで PCR 検査を受けることができるように努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

(2) 災害対策課 障害福祉課 生活支援課

2. 感染もしくは感染の疑いがある場合の支援継続のための提言

○障害児・者とその同居する者に感染の疑いがある時、または感染し自宅療養となった時、事業者が在宅で介助や支援を提供する場合は、介助者・支援者への感染防止対策を、感染者の対応にあたる医療者と同等の装備の確保のために、物品の提供、もしくは購入補助を要請いたします。

○医療者と同等の装備で感染防止対策をしたうえで、在宅での介助や支援提供をおこなうことは、防護服などの着脱や消毒、廃棄などについて、日常の支援に比べ更なる配慮や技術的な体制が必要となります。このような感染防止対策に関する人的対応費用についての補助を要請いたします。

（回答）

障害福祉サービス事業所において、感染症が発生した場合や濃厚接触者に対応した場合の支援については、国により「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」の案が示されています。本市においても、その要綱に沿って市内事業所等が継続して障害福祉サービスを提供できるよう支援を行ってまいりたいと考えています。

具体的には、サービス継続に必要なとされる事業所の消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費用、事業継続のため必要となった人員確保のための職業紹介料、割増賃金等の補助を行うほか、他の障害福祉サービス等事業所との連携支援として、感染症の拡大防止の観点から自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対して、他の事業所等での利用者の受入に係る連絡調整費用、職員確保費用、職員の応援派遣に係る費用の支援を行う予定です。

また、濃厚接触者等へのサービス提供を行うため、訪問系サービスを実施する事業所に対しては従事者1人あたり日額3,000円を上限として補助を予定しております。

感染防止対策の物品の提供については、市民を支える業務を行っている施設（医療、福祉サービス等）に対して、国の優先供給スキームや市が購入・寄付受けしたマスク、消毒液を提供いたしました。

今後も状況に応じた対応を検討してまいります。要望のあるすべての事業者に対して十分な資機材

を提供することは困難ですので、各事業所において必要な資機材確保に努めていただくようお願いいたします。

(3) 障害福祉課

3. 新型コロナウイルス感染予防対策推進に関する必要経費への提言

○障害児・者の日常生活を継続していくために、特に訪問系サービスについては、生活を支えるために支援破綻を迎えてはいけないサービスでもあります。居宅支援事業所並びに訪問看護事業所に対してマスク・消毒剤・清浄綿・アルコール綿・使い捨てグローブ・医療用シールドなどの物品の提供、購入補助を要請いたします。また感染防止に必要な研修、濃厚接触者が出た場合の全面休業への回避体制など感染予防対策に関する費用及び、そのために係る人件費等について柔軟に活用できる補助金等の施策を提言いたします。

○訪問サービス以外の障害福祉サービス事業所等については、社会生活に欠かせないサービスであり、上記の訪問系サービスと同じように支援破綻を迎えてはいけないサービスです。社会生活を続けるには、利用者及び職員に対しても予防対策が必要であるため、サービス提供時に必要なマスク・消毒剤・清浄綿・アルコール綿・使い捨てグローブ・医療用シールドなどの物品の優先的な提供、または購入補助を併せて提言いたします。

(回 答)

予防対策の推進として、障害福祉サービス事業所等に対しては、市の備蓄や寄付を受けたマスクや消毒用品の提供、その他、国の優先供給の仕組みを通じた消毒液の供給、酒造メーカーの協力による高濃度アルコールの提供等を行ったところです。

また、事業所が感染予防に必要な消毒液等衛生用品を購入された場合の費用の補助を行います。

なお、サージカルマスクやアイソレーションガウン、フェイスシールドなどの防護具については、国が入手困難な状況を踏まえ、感染者が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定して購入を行い、各都道府県や中核市の備蓄用として配分するとの動きもあります。今後につきましては、それらの国・県の動きを注視し、対応を検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生時における代替支援提供事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市内の障害福祉サービスを提供する施設で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生した場合に、施設の利用が困難となった、西宮市が援護の実施主体となっている障害者に対して、西宮市と西宮市地域自立支援協議会（以下自立支援協議会とする）の協働により代替支援を提供する事業を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は障害福祉サービスを提供する施設において、新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生し、施設の利用が困難となった場合に、障害者に対して、市が用意する支援場所で、自立支援協議会からクラスター発生施設に派遣された、応援職員等による支援を提供するものとする。

(対象者)

第3条 本事業における支援の対象となる障害者は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 西宮市の支給決定を受け、施設を利用していること
- (2) 利用施設内でのクラスター発生により、施設の利用が困難になっていること。
- (3) 家族や他の障害福祉サービス等その他の代替支援が困難であること

(応援職員)

第4条 本事業における応援職員は、地域自立支援協議会で応援職員の派遣について登録を行っている事業所から選出するものとする。

(施設の対応)

第5条 クラスター発生施設は可能な限り、施設及び法人において代替支援提供の検討を行い、提供が困難と判断した場合は、支援提供の依頼を西宮市に行うものとする。

(市の対応)

第6条 西宮市はクラスター発生施設より支援提供の依頼を受けた場合は速やかに地域自立支援協議会に対して協力要請を行い、支援場所の準備を行うようにする。

(自立支援協議会の対応)

第7条 自立支援協議会は西宮市より協力要請を受けた場合、障害者やその家族等に対して聞取を行い支援提供の必要性を把握するとともに、支援提供に必要な応援職員の選定を行うものとする。

(支援について)

第8条 本事業による支援は、障害福祉サービスの範囲内とし、原則介護給付費等の請求の対象とする。なお、介護給付費等についてはクラスター発生施設より請求するものとする。

(応援職員の交通費)

第9条 応援職員が支援場所に行くまでに必要となる交通費等については、クラスター発生施設が負担するものとする

(応援職員のPCR検査)

第10条 応援職員が支援提供後にPCR検査の受検を希望した場合、受検に係る費用はクラスター発生施設が負担するものとする。

(物品)

第11条 感染症対策物品は原則市で用意するものとする。また支援で必要となる物品の用意については、協議により決めるものとする。

(経費について)

第12条 本事業の実施に伴いクラスター発生施設が負担した応援職員に係る費用については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス継続支援事業補助金」の対象経費として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

